

# 兵庫県立大学教職員き章規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県立大学(以下「大学」という。)の教職員き章に関し必要な事項を定めるものとする。

## (形象)

第2条 教職員き章の形象は、別記のとおりとする。

## (貸与)

第3条 教職員き章は、大学の役員及び教職員(以下「教職員等」という。)一人につき1個をその在職中貸与する。  
2 教職員き章の貸与は、経営企画部総務人事課長(以下「総務人事課長」という。)が行う。

## (着用)

第4条 教職員等は、常に教職員き章を着用しなければならない。

## (再貸与)

第5条 教職員等は、貸与を受けた教職員き章を亡失し、又は甚だしくき損したときは、直ちにその旨を総務人事課長に届け出て、再貸与を受けなければならない。この場合においては、その実費を当該教職員等に弁償させるものとする。

## (返還)

第6条 教職員等は、その身分を喪失したときは、速やかに教職員き章を総務人事課長に返還しなければならない。

## (補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、教職員き章の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

## 附 則 (平成27年4月1日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別記形象

